

支援金詳細

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

正社員経験の少ないパートやアルバイトなどの有期契約労働者等の正社員転換又は処遇改善を目的として、事業主が、有期契約労働者に対して、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

地域	
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	【対象事業者】雇用保険適用事業所の事業主であること 【対象労働者】事業主に従来から雇用されている有期契約労働者等で、かつ雇用保険被保険者であること
公募期間	～
上限金額・助成金	限度額（一人あたり）15万円～50万円 限度額（事業所あたり）1000万円
給付要件	有期契約労働者等に対し、正規雇用労働者等に転換、または処遇を改善することを目指して実施する訓練 一般職業訓練 有期実習型訓練
その他	職業訓練を実施する事業主は、適用事業所ごとに、訓練開始の日から起算して1か月前までに次の訓練区分に応じた訓練計画届を作成し、管轄労働局長の確認を受ける必要があります。
問合せ先	対象労働者が所属する雇用保険適用事業所を管轄する労働局
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html